

青森県報

第四千五百八十四号

平成三十一年
四月一日
(月曜日)

目 次

告 示

○包括外部監査契約の締結……………(行政経営課) ……一

○二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定の一部改正……………(農村整備課) ……一

○使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正……………(漁港漁場整備課) ……一

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三

○青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間……………(教育文化庁) ……三

教育委員会

○公印の調製……………(職員福利課) ……三

公安委員会

○青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……四

告 示

青森県告示第百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成三十一年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定

より次のとおり告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成三十一年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

宮下 宗久

八戸市一番町一丁目六の二五

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第百三十一号

平成十九年四月一日青森県告示第百六十四号(二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定)の一部を次のように改正する。
平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表県営増館地区緊急農地集積ほ場整備事業に関する事務の項及び県営福館放地区か
んがい排水事業に関する事務の項を削り、表に次のように加える。

県営久井名地区水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)に関する事務

東青地域県民局
中南地域県民局
西北地域県民局

中南地域県民局

青森県告示第百三十二号

平成二十年四月一日青森県告示第百九十五号(使用の許可に係る漁港施設の指

定)をもって指定した青森県漁港管理条例(昭和三十八年十月青森県条例第五十七号)第九条第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

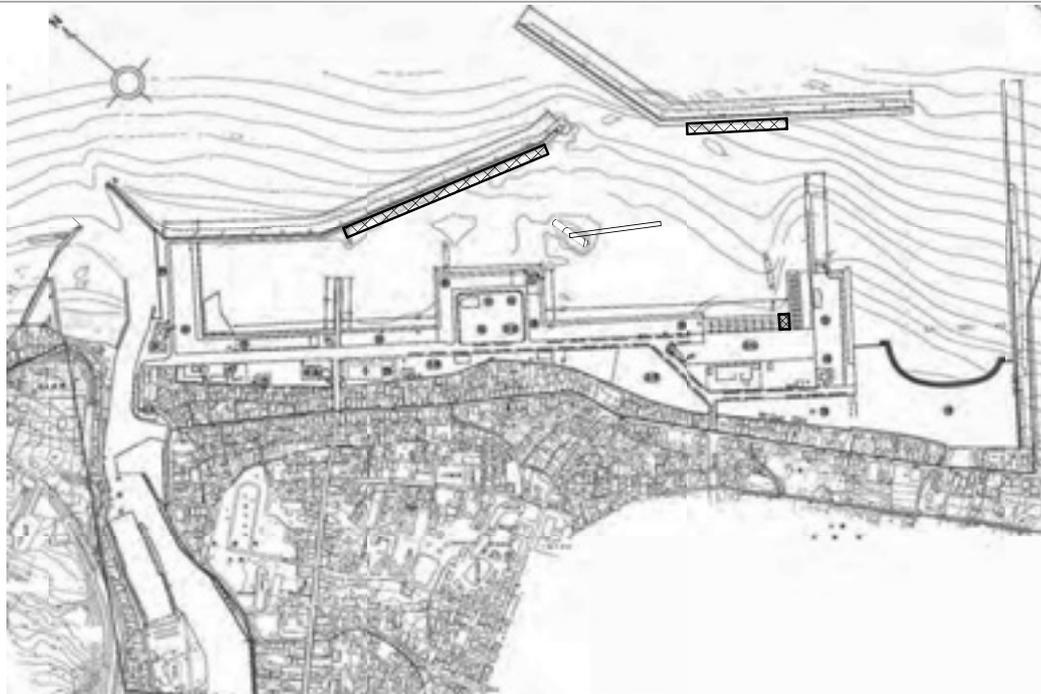
平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表大畑漁港の項中「岸壁、船揚場及び泊地のうち別図二十一に示す漁港施設」を「船揚場及び泊地のうち別図二十一に示す漁港施設」に改める。
別図二十一を次のように改める。

大畑漁港 指定施設

別図二十一



※平成19年7月20日付け青森県漁港・漁港海岸空中写真測量業務委託契約(平成19年10月25日付け変更契約)にて作成した図面を青森県が加工。

凡例 指定施設



青森県告示第二百三十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行比内支店 秋田県大館市比内町扇田

を

株式会社みちのく銀行比内支店 秋田県大館市字大館

に改める。

青森県告示第二百三十四号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

特別展「ひらく・つくる・みる」	区	金額（一回につき）
	分	
個人	高等中学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百四十円）
	一般	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円）

の」の観覧

一般	団体（二十人以上のものに限る。）	一人につき（特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円）
	高等中学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一人につき（特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円）

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成三十二年一月四日から同年二月二十九日まで

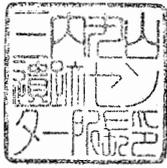
教育委員会

青森県教育委員会告示第三号

平成三十一年四月一日次の表に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令第十号）第十一条の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県教育委員会

公印の名称	公印の印影
三内丸山遺跡センター所長印	

公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第四号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 青森県警察職員定員表

区 分	警 視	警 部	警部補	巡 査 長	巡 査	小 計	一 般 員	合 計
県 警 察 本 部	65	106	323	250	55	799	240	1,039
青 森 警 察 署	4	11	68	91	138	312	19	331
青 森 南 警 察 署	1	4	8	5	12	30	3	33
外 ヶ 浜 警 察 署	1	1	7	8	9	26	3	29
大 間 警 察 署	1	1	7	6	7	22	3	25
む つ 警 察 署	2	6	15	22	32	77	9	86
野 辺 地 警 察 署	1	5	11	7	17	41	4	45
弘 前 警 察 署	5	10	50	62	90	217	15	232
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	6	13	12	37	4	41
つ が る 警 察 署	1	4	8	11	17	41	4	45
五 所 川 原 警 察 署	2	7	21	26	44	100	8	108
板 柳 警 察 署	1	1	6	6	9	23	3	26
黒 石 警 察 署	2	8	17	30	36	93	8	101
八 戸 警 察 署	4	10	58	81	113	266	26	292
三 戸 警 察 署	1	4	10	7	19	41	4	45
五 戸 警 察 署	1	1	6	11	8	27	3	30
十 和 田 警 察 署	2	6	14	21	37	80	6	86
七 戸 警 察 署	1	4	10	8	15	38	4	42
三 沢 警 察 署	2	6	17	19	34	78	10	88
合 計	98	200	662	684	704	2,348	376	2,724

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	